

経営協 支援活動情報

平成 23 年 3 月 23 日

全国経営協事務局

<http://www.keieikyo.gr.jp/>

1. 社会福祉法人・福祉施設支援本部の活動を開始

3月22日、岩手県社協に全社協職員1名が入り、現地の社会福祉法人・福祉施設支援本部を宮城・福島に先行して立ち上げました。

この日は、県社協や県内各種別協議会等による活動状況の把握や、県担当者、厚生労働省から現地入りしている職員との情報交換を行い、当面の活動方針の検討を進めました。

本日（23日）には、神奈川県福祉施設から本部の活動を支援するための職員1名が派遣され、被災施設等で不足している生活物資の確保や施設職員の派遣、避難先となる受け入れ施設の調整といった活動に着手しています。

なお、岩手県経営協および同青年経営者会は、この間、緊急対応として寄せられた食糧品や生活用品等の援助物資の県内の被災法人・福祉施設に対する配送を3月22日から開始しました。22日、23日の2日間で県内でも特に甚大な被害を受けた沿岸部にある15法人を巡回することとしています。

この他、宮城・福島の両県でも、被災された施設に援助物資を配分いただいております。

2. 東北地方太平洋沖地震において適用される「行政上の権利利益に係る満了日の延長に関する措置」について

「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年6月施行）に基づいて、今般、東北地方太平洋沖地震による被害が特定非常災害として指定され、この災害に対して行政上の権利利益の満了日の延長等の措置を適用する政令が3月13日に公布・施行されました。このことによって、事業者指定のような有効期限のある許認可等の行政上の権利利益について、有効期限を一定程度延長（最長で23年8月31日まで）することが可能になります。

《存続期間（有効期間）が延長される許認可等の一例》

- 指定居宅サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定地域密着型サービス事業者の指定の有効期間の延長
- 指定居宅介護支援事業者の指定の有効期間の延長
- 指定介護老人福祉施設の指定の有効期間の延長
- 指定介護療養型医療施設の指定の有効期間の延長
- 指定介護予防サービス事業者の指定の有効期間の延長

指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の有効期間の延長
指定介護予防支援事業者の指定の有効期間の延長
介護支援専門員の登録の有効期間の延長
介護老人保健施設の許可の有効期間の延長
衛生検査技師の免許の申請期間の延長
障害者又は障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定の有効期間の延長
障害者又は障害児の保護者に対する自立支援医療費の支給認定の有効期間の延長
養育里親名簿への登録の有効期間の延長
障害児施設給付費を支給する期間の延長 など

対象地域も含めた本措置の詳細は、総務省のホームページをご参照ください。

http://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01gyokan04_01000008.html

〈「経営協 支援活動情報」送付先〉 全国経営協ホームページへも掲載しています。

- ・ 「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された会員法人
- ・ 「経営協情報」を電子メールによる直接配信を希望された都道府県経営協の正副会長
- ・ 都道府県経営協事務局